

国民健康保険税について



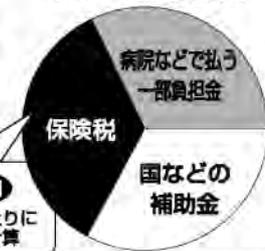
国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者の皆さんが保険税を出し合う相互扶助の制度です。保険税の決め方や納め方について理解をいただき、納付にご協力をお願いします。

保険税の決め方

保険の財源となる保険税は、運営する市町村ごとに決められます。その年度の医療費の総額を推計し、国などの補助金などを差し引いた額を保険税として各世帯に割り当てます。保険税の割り当て方は、下記の4つの中から各市町村が決定し、一世帯当たりの保険税が決まります。

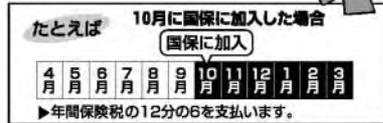
- 所得割** 世帯の所得に応じた計算
- 資産割** 世帯の資産に応じた計算
- 均等割** 世帯の加入者数に応じた計算
- 平等割** 一世帯当たりいくらと計算

その年度に予想される医療費



保険税の納め方

- 保険税を納める納付義務は、国民健康保険の加入者であるなしにかかわらず、各世帯の世帯主にあります。
- 国民健康保険に加入する資格が発生した月から納めなければなりません。届け出を出した日ではありませんので、注意しましょう。
- 40～64歳の方は、医療分と介護分を一括して国民健康保険税として納めます。



65歳以上の人	40～64歳の人	40歳未満の人
医療分 ↓ 国民健康保険税として納付	医療分+介護分 ↓ 合計した額を国民健康保険税として納付	医療分 ↓ 国民健康保険税として納付 <small>※介護保険料はかかりません</small>

保険税を滞納すると
こんな措置がとられます

納付期限を過ぎると督促を受けたり、延滞金が増加される場合があります。

さらに滞納すると通常の保険証を返却し、有効期間の短い短期被保険者証（1）が交付されます。

納期限から1年過ぎると保険証の代わりに、被保険者資格

証明書（2）が交付されるケースがあります。かかった医療費はいつたん全額自己負担となります。

納期限から1年半過ぎると療養費・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費などの国民健康保険の給付が全部、又は一部差し止められます。

それでも納めないでいると差し止められた保険給付から滞納している保険税に充てられることもあります。

1 短期被保険者証 国民健康保険の給付を受けることはできませんが、期限切れごとに保険証の交付を役場窓口で受けることとなります。

2 被保険者資格証明書 国民健康保険の被保険者の資格があることを証明するだけで、保険証のような効力はありません。

便利な口座振替について

保険税の納付を口座振替にすると、納め忘れがなくなり、安心で便利です。

表 1

上下水道使用水量・料金等のお知らせ
請求書ではありません

お客様番号

請求年月 年 月 日
検針日 年 月 日
水栓所在地

メーター番号

検針前 検針後
今期 前期
今期 前期
交換時水量

使用水量

汚水量又は家族人数

水道料金 円
メーター使用料 円
下水道等使用料 円
合計金額 円

振替日(納入期限) 年 月 日

上下水道料金等領収書 (口座振替分)

請求年月 年 月 日
使用水量 m³
汚水量又は家族人数

水道料金 円
メーター使用料 円
下水道等使用料 円
合計金額 円

振替日 年 月 日

上記の金額を口座振替により領収しました。

五野町水道事業 五野町長

問い合わせ先：五野町役場 上下水道課
TEL 84-3000・3346

水道料金と 下水道料金(集落排水含む)を 統一します

町では、行政改革及び住民の皆さんの利便性を向上させるため、7月分から水道料金と下水道料金の徴収事務を統一します。これにより、口座振替日等が以下のとおりとなります。

変更点	6月まで	7月から
口座振替日	・水道料金 毎月22日 (郵便局は毎月25日) ・下水道料金(集落排水含む) 毎月25日	・上下水道料金 毎月25日
検針票	「水道使用量及び料金等のお知らせ」	「上下水道使用水量・料金等のお知らせ」(表1)
現金納付書	A4サイズ	はがきタイプ